

新入学用品費の入学前支給についてのお知らせ

— 就学援助事業 —

雲仙市では、令和9年度中学校へ入学予定者の就学費用に、経済的理由で お困りの保護者の皆様に、新入学用品（ランドセル・カバン・上履き・通学用靴・雨靴・雨傘等）の購入にかかる経費の一部の援助を行います。 ※認定には一定の基準があります。



●援助を受けることができる方

- ・ 令和9年度中学校入学予定者の保護者・・・現在、就学援助事業の認定を受けている児童の保護者（※）

※ 現在（令和8年度）、就学援助事業の認定を受けていない児童の保護者で援助を希望する場合は、今年度実施している就学援助事業の認定を受ける必要があります。

今年度（R8年度）の就学援助事業を

受けている

今回申請の必要はありません。

受けていない

「令和8年度

就学援助事業申請書」の
提出をお願いします。

※二次元コードでも申請ができます↑



●支給概要

- ・ 令和9年度中学校入学予定者・・・81,000円
- ・ 支給時期・・・2月下旬頃を予定しております。

●提出書類

申請書が必要な方は、雲仙市ホームページのほか、教育委員会学校教育課・生涯学習課各駐在に備え付けてあります。

「就学援助申請書」のほか申請理由に関係する書類を提出してください。

●提出時に準備する書類

- ☐ 振込口座の通帳の写し（新規・口座の変更・電子申請される方は必ず）
- ☐ 本人確認書類（運転免許証等）※紙での申請の方のみ
- ☐ 認定要件に必要な提出書類の写し

●提出期限

令和8年12月28日（月）

〔お問い合わせ〕

雲仙市教育委員会 学校教育課

〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地

☎0957-47-7856

裏面に記載

●認定要件

下記①～⑩のいずれかに該当する場合

要 件	提出書類	書類の発行者
① 児童扶養手当の支給	なし ※	—
② 国民年金の掛金の減免 (全額免除のみ)	「国民年金保険料免除承認通知書」	日本年金機構
③ 市民税の非課税(障がい者、未 成年者、寡婦又は寡夫) ・世帯全員が非課税の場合	なし ※	—
④ 市民税の減免	なし ※	—
⑤ 個人事業税の減免	「事業税減免承認の通知書」	振興局税務部
⑥ 固定資産税の減免	なし ※	—
⑦ 国民健康保険税の減免又は徴 収の猶予	なし ※	—
⑧ 生活福祉資金の貸付を受けて いる	「生活福祉基金貸付決定通知書」	社会福祉協議会
⑨ 生活保護の停止又は廃止	なし ※	—
⑩ 保護者が失業対策事業適格者 手帳を有する日雇労働又は職 業安定所登録日雇労働をして いる	「日雇労働被保険者手帳」	職業安定所

上記の認定要件に該当せず、次のいずれかに該当する場合

要 件	提出書類	書類の発行者
○世帯全員の収入が少ないため就 学費用に困っている場合	なし ※ 住民税未申告等で収入が把握できな い場合は認定ができませんのでご注 意ください。	—
○火災等特別な事情	「罹災証明書」等	消防署等

※令和8年1月1日現在、雲仙市に住所がない方などで、雲仙市で所得、課税、児童福祉などの状況が把握できない方については、別途書類が必要になりますので、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。